県政なんでも相談室

屋外へ広告物を出したいがその手続きは

相談

屋外に広告物を掲出するときは、熊本県屋外広告物条例の適用を受けるとききましたが、条例の適用地域はどんなところか、また、掲出の手続きはどうしたらよいかお教えください。

お答え

この条例は美観風致を維持するとともに公衆に対する危害を防止することを目的とするもので、常時または一定期間維持して屋外で公衆に表示される広告物を対象に制定されたもので適用地域としては次の三つがあります。

A　屋外広告物を禁止する地域

B　許可を受ければ広告を表示できる地域

C　全然適用されない地域

Aの**禁止地域**を列挙しますと次のとおりです。

(1) 阿蘇国立公園内の阿蘇五岳、大観峯、菊池渓谷の各特別区域、瀬の本高原

(2) 天草国立公園内の天草松島

(3) 都市公園、風致地域

(4) 熊本駅前広場

(5) 九州横断道路の阿蘇郡長陽村立野の国立公園標識から県境間、国鉄住吉駅前から国鉄三角駅踏切間

(6) 天草パールラインの宇土郡三角町の九州横断道路分岐点から天草郡松島町千巌山登山道入口間

〈禁止物件〉

橋、信号機、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、記念碑、街路樹など

特にはり紙、ポスター、はり札、立看板は電柱、街灯柱及び街路樹には、はりつけ、立掛けが禁止されております。

なお、禁止地域内に自家用広告（自家営業の内容表示）を掲出される場合は表示面積十五平方メートル以内について例外的に許可事項となっていますが、設置については事前によく調査されるようお願いします。

Bの**許可区域**は次のとおりです。

(1) 県下十一市と知事が指定した二十四町の行政区域内

(2) 国鉄、私鉄沿線及び国道全線並びに県道のうち指定した十二路線の道路両側各千メートル以内の地域に掲出する場合は屋外広告物を掲出する場所を管轄する土木事務所長の許可がいります。

この場合も屋外広告物の種類ごとに定めた許可基準がありますので設置場所、規格等について事前によく検討のうえ設置されるようお願いします。

Cの**適用除外地域**は以上A、Bを除く地域で屋外広告物の許可を必要といたしません。

ただし、適用除外町村でもその町村内を鉄道、国道、指定県道が通過する場所はBの適用がありますのでご注意願います。

次に、立看板などの掲出の手続きですが、

第一に、どこの市町村に提出されるのか、掲出場所によって申請される土木事務所が定まります。

第二に掲出される場所により道路の場合は道路交通法の定めるところにより、掲出場所を管轄する警察署の道路使用の許可を、事前にもらわなければなりません。また、民有地の場合は掲出予定地の所有者の承諾を必要とします。

以上関係書類完備のうえ各土木事務所で申請書に必要事項を記入され手数料を納入し、許可証（ステッカー）を受取り立看板にはりつけ掲出予定場所に立ててください。

またポスターの場合は、立看板と同じく掲出される場所によって申請される土木事務所が定まります。

次に立看板と違い、掲出されるポスターその物を持参し申請書を提出して許可を受けてください。土木事務所の広告担当職員が許可の検印をポスターに押印して手続きを終ります。

なお、掲示されるときは一般民家の壁等を利用されると思いますが所有者の承諾を受け同一壁面二枚以内の掲示をしてください。また最近ポスター等をベニヤ板等にはりつけ掲示していますが虚偽の申請になりますのでご注意願います。

県下一円に掲出される場合は、掲出予定の各土木事務所にそれぞれ申請し許可を受けなければなりません。

なお、屋外広告物についての不明な点は県土木部計画課か、最寄りの土木事務所へお尋ねください。（計画課）

奨学金制度を利用したいが

相談

高校生や大学生には、奨学金制度というのがあるとよく耳にしますが、この制度の内容についてお知らせください。

お答え

まず**奨学金の種類**ですが、高校以上の学校の奨学金は、市町村、学校、会社、個人、日本育英会、そのほか世帯更生資金の修学資金、母子福祉修学資金などがあります。

次に奨学生はどういうかたちで**採用**されるかと申しますと、それぞれ多少の違いがありますので、代表的な国の機関である日本育英会について説明してみましょう。奨学生の出願は出願者の在学学校で受けつけ、学校長の推せんにもとづいて、日本育英会で決定します。

（奨学生の種類）

奨学生には大別して、一船貸与と特別貸与の二種類があります。特別貸与は、一般貸与より学業、家計の基準を絞り、一般貸与よりも多い奨学金が貸与され、上級学校に進学する前年に出願し予約をうけ、進学後正式に採用される予約採用（学校長の推薦と支部が行なう面接によって選ばれます。）と上級学校へ進学後に出願して採用される在学採用とがあります。予約特別奨学生は、前年五月学校を通じて募集します。そのほか、教育特別奨学生があり、国立や文部大臣指定の大学の義務教育教員養成学部への進学者を対象としており、採用率は高く、県教育長の推薦によって進学前に出願予約します。これも前年学校を通じ募集することになっています。

奨学金の返還、奨学金は、卒業後六カ月後から二十年以内に、割賦で返還することになっています。奨学金に利子はつきませんが、年賦金を怠ったときは、延滞額に利子をつけ返還期限を四年以上繰り上げて返還完了した者には、報償金を出しています。

市町村や学校その他の奨学金は、貸与、給与の別がありまた、予約、在学、高校生のみとか色々と違っていますので出身の市町村教育委員会や学校でお尋ねください。世帯更生資金の修学資金（高校）、母子福祉修学資金（大学と高校）については、一応市町村役場でお尋ねください。

なお、奨学金についての詳細は県庁内日本育英会熊本県支部へお問い合せください。（日本育英会熊本県支部）

奨学生の種類	貸与月額
一般貸与奨学生	
高等学校	1,500円
大学（大学・教育※・国立養護教諭養成所等）	3,000円
大学（通信教育（一部面接授業期間））	20,000円
大学院 修士課程	13,000円
大学院 博士課程	18,000円
芸術専攻科	8,000円
高等専門学校 1～3年	1,500円
高等専門学校 4～5年	3,000円
特別貸与奨学生	
高等学校	3,000円
大学 大学特別 A ア	5,000円
大学 大学特別 A イ	8,000円
大学 教育特別※ B ア	7,500円
大学 教育特別※ B イ	12,000円
高等専門学校 1～3年 ア	3,000円
高等専門学校 1～3年 イ	4,500円
高等専門学校 4～5年 ア	5,000円
高等専門学校 4～5年 イ	8,000円

1. ※印は国立大学と文部大臣指定の教員養成課程に在学し将来義務教育の職に従事する者
2. 大学特別のうちBは昭和42年4月以降の私立大学（短大を除く）進学者に適用する
3. アは自宅通学者、イは自宅外通学者